

新篠津村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
21	3,630	3,953,383	48,013	525,455	13.3	17.4

(注) 1 人件費には、特別職・一般職の給与のほか議員報酬、その他行政委員報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体の平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
21	47	194,400	30,552	77,250	302,202	6,430	5,607

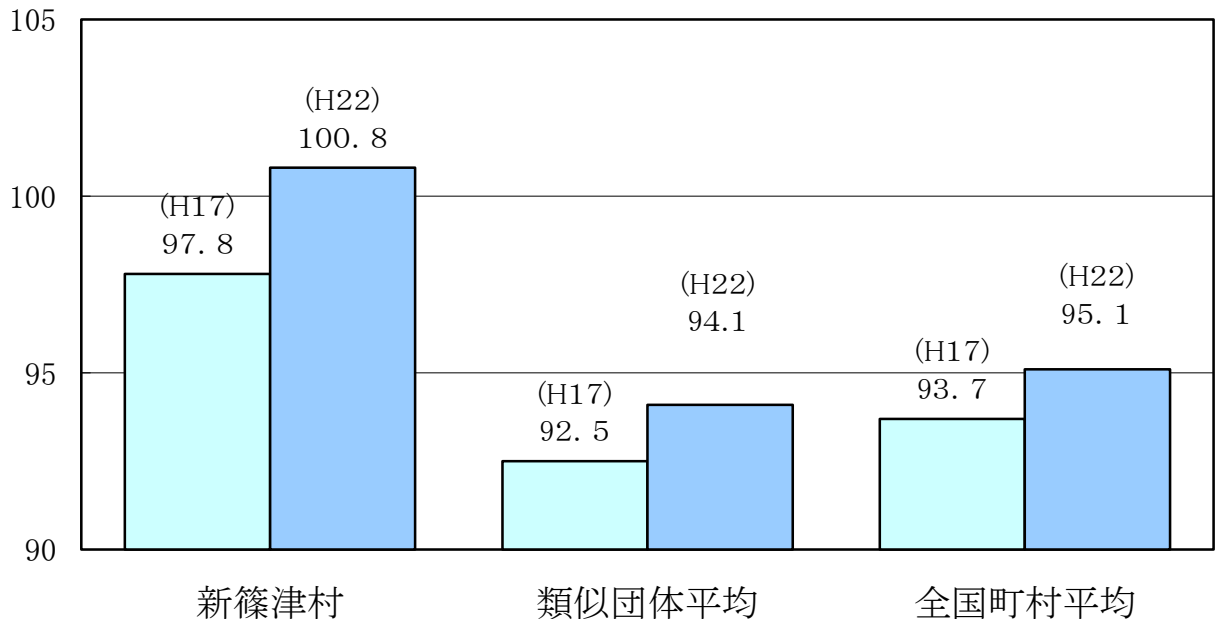
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、21年4月1日現在の一般職の人数であり、特別会計に係る職員は除く。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（22年4月1日現在）

（単位：円）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
新篠津村	44.8 歳	355,200 円	400,686 円	396,107 円
北海道	44.9 歳	328,099 円	396,514 円	375,024 円
国	41.9 歳	325,579 円	- 円	395,666 円
類似団体	42.9 歳	315,994 円	353,550 円	346,037 円

（注）1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

（2）職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		新篠津村	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	159,285 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	129,592 円	140,100 円

（注）1 北海道は、独自削減後の給料額で表示している。

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（22年4月1日現在）

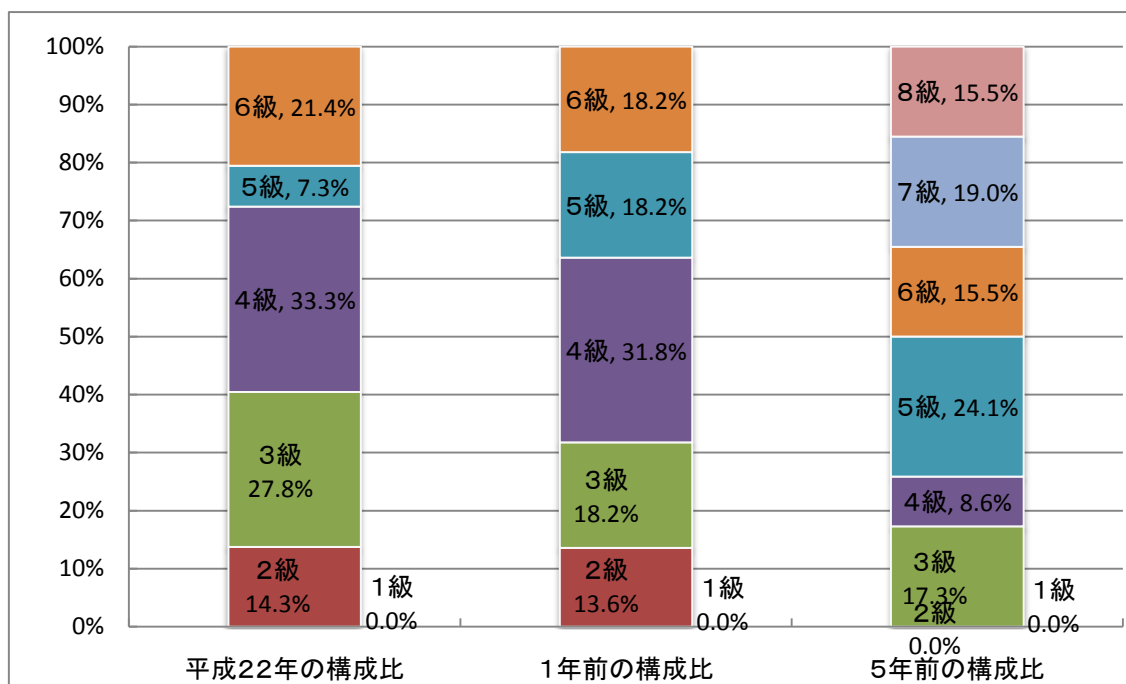
区 分		経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年
一般行政職	大 学 卒	279,300 円	318,600 円	366,500 円
	高 校 卒	- 円	281,500 円	356,000 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補、技師補、主事、技師	— 人	— %
2 級	主事、技師	6 人	14.3 %
3 級	主査、係長	10 人	23.8 %
4 級	主査、係長	14 人	33.3 %
5 級	主幹、副主幹	3 人	7.2 %
6 級	課長、参事	9 人	21.4 %

- (注) 1 新篠津村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、4号俸(55歳に達した日の属する年度を超えて在職する者2号俸)を標準として昇給させる。

平成22年度の昇給状況

人事評価未実施のため差を設けず一律昇給

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新篠津村	北海道	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,650 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,669 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤勉手当は、6月1日、12月1日を基準日として、基準日に在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務実績に応じて支給する。

平成22年度の支給状況

人事評価未実施のため差を設けず一律支給

(2) 退職手当(22年4月1日現在)

新篠津村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	25,803 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	4,860 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	304 千円
支給実績(20年度決算)	3,466 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	128 千円

(4) その他の手当 (22年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 子ども (16歳年度始め～22歳年度末) 加算 5,000円	同じ		8,234 千円	228,722 円
住居手当	借家 家賃12,000円を超える者に限り、 月額27,000円を限度に支給 持家 月額9,000円支給	異なる	持家 5年間に限り、月額 2,500円支給	4,434 千円	134,364 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の額に応じて55,000円を 限度に支給 交通用具利用者(自動車等) 通勤距離に応じて2,000円～ 24,500円の範囲で支給	同じ		992 千円	165,333 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に給料月額7～10%支給 課長等 10% 主 幹 7%	異なる	管理又は 監督の地位 にある職員 に給料月額 の8～25% 支給	5,905 千円	492,083 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月まで各月 の初日に在職する職員に支給 世帯主(扶養親族あり) 月額23,360円 世帯主(扶養親族なし) 月額13,060円 その他 月額 8,800円	同じ		4,772 千円	103,739 円

6 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 村 長	685,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 786,000 円/ 327,500 円
	副 町 村 長	605,000	円	634,000 円/ 420,000 円
報 酬	議 長	260,000	円	307,000 円/ 150,000 円
	副 議 長	225,000	円	251,000 円/ 119,000 円
	議 員	190,000	円	228,000 円/ 100,000 円
期 末 手 当	町 村 長	(21年度支給割合)		
	副 町 村 長	4.15	月分	
	議 長	(21年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	4.15	月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	給料月額×20.504月	14,045,240円	任期毎
	備 考	給料月額×12.936月	7,826,280円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成21年	平成22年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	退職者不補充 退職者不補充
		総務	16	15	△1	
		税務	4	3	△1	
		民生	4	4	0	
		衛生	4	4	0	
		農林水産	6	6	0	
		商工	1	1	0	
土木		5	4	△1		
	計	42	39	△3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 10.74 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 16.28 人)	
	教育部門	6	6	0		
	消防部門					
	小 計	48	45	△3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 12.4 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 19.64 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	国民健康保険	1	1	0		
	老人保健	1	1	0		
	介護保険	1	1	0		
	後期高齢者医療	1	1	0		
	小 計	4	4	0		
合 計		52	49	△3		
		[87]	[87]	[0]		

(注) 1 職員数は地方公共団体定員管理調査に基づき、一般職に属する職員と教育長を加えた数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(22年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	0人	4人	5人	8人	5人	8人	7人	4人	5人	1人	49人

